

消費税 中間申告制度の改正

これまで中間申告の義務がなかった事業者が、**中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合**には、中間申告書を提出し、**直前の課税期間の確定消費税額6か月相当分を納付することが可能**となりました。

この改正は、消費税8%引き上げによる消費税法改正の際に決定されていましたが、対象となる年度が近づいてまいりましたので、改めてご紹介させていただきます。

① 制度創設の背景



この改正の背景には、消費税が他の国税に比べて、滞納が多くなっています。

消費税の最終的な負担者は消費者であるため、基本的には「**預り**」の性質をしていますが、消費税分だけを別口で管理されるような事業者はほとんどいません。このため、納付期限が近づいてから資金調達を行われる事業者が多くなっていますが、日々の資金繰りに追われている事業者も多く、消費税が8%に引き上げられることで納付税額が相対的に増加し、納税資金の調達に窮する事業者も増加することが見込まれることから、年に2回に分けて納税が出来るよう、任意の中間納付を行う制度が創設されました。

② 制度の概要



前課税期間の確定消費税額（年税額） [国税分のみ]		中間納付の回数	
		従来	改正後
48万円以下		申告義務なし	任意で申告可能(年1回)
48万円超	400万円以下	年1回	
400万円超	4,800万円以下	年3回	
4,800万円超		年11回	

③ 適用年度と手続き



この改正は、平成26年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

法人においては、平成27年3月末決算に係る中間申告から、個人事業者においては平成27年分の中間申告から適用することができます。(右下「イメージ」参照)

なお、任意の中間申告を希望される事業者は届出書を提出することにより、その提出をした日以後にその末日が最初に到来する申告対象期間から中間申告を行うこととなります。

もちろん弊社にて提出を行うことは可能ですので、お気軽にご相談ください。

個人事業者の場合のイメージ

(条件)

- 振替納税を利用していない
- 売上・経費は、全て平成25年分と同じ
- 納付額は「国税分」のみ表示



一度に納税資金として準備すべき金額が少なくなります